

愛荘町地域共創・人材循環推進プラットフォーム運営委託業務に係る公募型プロポーザル 実施要領

本要領は、「愛荘町地域共創・人材循環推進プラットフォーム運営委託業務」を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により受託者を公募するために必要な事項を定める。

1 目的

本業務は、本町内外の多様な人材が地域と継続的に関わり、共に考え、共に実践するプラットフォームを継続的に運営することで、人材循環を基盤とした地域の活力向上を推進することを目的とする。また、地域で活動する多様な主体の参画を促進し、継続的な関係性の構築や新たな自治のあり方の模索につなげることを目指す。

本業務の実施に当たっては、民間事業者の有するネットワークや専門的知見、企画・運営能力が求められるため、受託事業者を広く公募するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

愛荘町地域共創・人材循環推進プラットフォーム運営委託業務

(2) 業務内容

愛荘町地域共創・人材循環推進プラットフォーム運営委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 事業費限度額

13,915,000円（消費税額および地方消費税額含む）

事業費限度額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものである。なお、事業費限度額を上回る金額で見積もりを行ったときは失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 国税および地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続または民事再生法（平成

11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、もしくはそれらの利益となる活動を行う者または同法第 2 条第 6 号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (6) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 令和 8・9 年度愛荘町入札参加資格審査申請（物品・役務の提供）を行い、資格の認定を受けていること。

※ただし、資格の認定を受けていない者について、次に掲げる書類を提出し、適正に受理された者は、本プロポーザルに限り、資格の認定を受けている者とみなす。

- (ア) 法人登記簿謄本または登記事項証明書（コピー不可）
- (イ) 直近年度の国税（法人税、消費税および地方消費税）、都道府県税（事業税および都道府県民税）および市町村税（法人市町村民税、固定資産税および軽自動車税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）（コピー不可）
- (ウ) 貸借対照表および損益計算書

※新規に設立した事業者などで財務関係書類が提出できない場合には、商業登記簿等にて設立日が確認できる書類を提出すること。

- (10) 複数の事業者等により構成される共同事業体として参加する場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。
 - (ア) 参加申込書の提出までに共同事業体を組織し、共同事業体の設置に関する協定書（任意様式）を参加申込書の提出時に添付すること。
 - (イ) 共同提案を行う事業者のうち 1 者を代表事業者に定め、町への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
 - (ウ) 共同事業体の構成員は、業務委託において当該共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - (エ) 共同事業体の構成員は、単独又は他の共同事業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - (オ) 共同事業体の代表事業者及び構成員は、上記（1）～（9）に掲げる要件を満たしていること。

(11) その他

応募事業者は、契約候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

4 担当部署

愛荘町みらい創生課 担当 櫻井

所在地 〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地
(愛荘町役場本庁舎 2 階)

電 話 0749-42-9046 (直通)

F A X 0749-42-7377

メール seisaku@town.aisho.lg.jp

5 スケジュール

全体のスケジュールの概要は、次のとおりとする。

内容	期日
公告	令和 8 年 5 月 12 日 (火)
質問書の提出期限	令和 8 年 5 月 19 日 (火) 17 時まで
質問書に対する回答	令和 8 年 5 月 21 日 (木)
参加申込書提出期限	令和 8 年 5 月 28 日 (木) 17 時まで
企画提案書等提出期限	令和 8 年 6 月 8 日 (月) 17 時まで
プレゼンテーションおよび質疑応答	令和 8 年 6 月 16 日 (火) 【予定】
審査結果通知、結果公表	令和 8 年 6 月 18 日 (木) 【予定】
契約の締結、委託業務開始	令和 8 年 6 月 【予定】

6 質問の受付および回答

(1) 質問の受付

ア 受付期限および提出方法

令和 8 年 5 月 19 日 (火) 17 時まで

質問書 (様式第 5 号) に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出し確認の電話をすること。

※メールタイトルを「愛荘町地域共創・人材循環推進プラットフォーム運営委託業務に関する質問 (会社名)」とすること。

イ 提出先

「4 担当部署」と同じ

(2) 質問に対する回答

ア 回答日

令和 8 年 5 月 21 日 (木)

イ 質問への回答は、本町ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 参加申込

(1) 提出書類

ア 参加申込書 (様式第 1 号) ※代表者印を押印すること

- イ 会社概要書（様式第 2 号）
- ウ 応募事業者の主要業務実績（様式第 3 号）
- エ 法人登記簿謄本または登記事項証明書（令和 8・9 年度愛荘町入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けていない場合）（コピー不可）
- オ 直近年度の国税、都道府県税および市町村税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）（令和 8・9 年度愛荘町入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けていない場合）（コピー不可）
- カ 貸借対照表および損益計算書（令和 8・9 年度愛荘町入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けていない場合）
※新規に設立した事業者などで財務関係書類が提出できない場合には、商業登記簿等にて設立日が確認できる書類を提出すること。
なお、共同事業体の場合は、各構成員の書類を提出すること。
- キ 参加資格要件該当誓約書（様式第 4 号）
- ク 共同事業体協定書（任意様式）※共同事業体として参加する場合に限る

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出期限

令和 8 年 5 月 28 日（木）17 時まで ※必着

(4) 提出先

「4 担当部署」と同じ

(5) 提出方法

持参または郵送等（持参の場合は町の休日を除く 9 時から 17 時まで。郵送は書留郵便、宅急便等、送達確認できるものに限る。）

(6) 辞退

参加申込書を提出した後、提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式 6 号）を提出すること。

8 資格要件の確認

「3 参加資格」に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和 8 年 5 月 29 日（金）までにプロポーザル参加資格確認結果通知書を電子メールにより通知する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 提案書類提出書（様式第 7 号）
- イ 企画提案書（参考様式または任意様式）
- ウ 見積書（参考様式または任意様式）

- (2) 提出部数
各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）
- (3) 提出期限
令和 8 年 6 月 8 日（月）17 時まで ※必着
- (4) 提出先
「4 担当部署」と同じ
- (5) 提出方法
持参または郵送等（持参の場合は町の休日を除く 9 時から 17 時まで。郵送は書留郵便、宅急便等、送達確認できるものに限る。）
- (6) 留意事項
参加申込書の提出がない者は、企画提案書の提出を受け付けないものとする。

10 資格審査および提案の選考

(1) 選定審査委員会の設置

愛荘町地域共創・人材循環推進プラットフォーム運営委託業務事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、本プロポーザルの実施および企画提案に関する審議を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。

(2) 審査方法

ア 応募事業者資格の確認審査

発注者は、応募資格の確認審査を参加申込書類により実施し、この実施要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合には失格とする。

イ プレゼンテーションおよび質疑応答

提出された提案書に基づき、1 事業者ずつプレゼンテーションおよび質疑応答を行う。ただし、応募事業者多数の場合は、書類審査を行い、プレゼンテーションの対象となる応募事業者をあらかじめ選定できるものとする。

(ア) 日 時 令和 8 年 6 月 16 日（火） ※時間は別途通知

(イ) 場 所 愛荘町役場本庁舎 第 1 委員会室

(ウ) 時 間 プレゼンテーション（20 分以内）と質疑応答を含めて 30 分程度

(エ) 出席者 3 名以内

(オ) 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

（モニターおよび HDMI ケーブルは、発注者において準備する。）

(カ) プレゼンテーションを行う順番については、提案書類の受付順とする。

(キ) 応募事業者のプレゼンテーションは、提出された企画提案書によるものとし、追加の提案資料等は認めない。

ウ 評価基準

別紙「評価基準表」のとおり

(3) 評価審査

ア 審査は、審査委員会において、企画提案応募書類、プレゼンテーションおよび質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

イ 各審査委員が採点した結果を集計し、合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、最高点の者が複数の場合は、審査委員の投票により契約候補者を選定する。

ウ 応募事業者が 1 者の場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(4) 契約候補者の決定

発注者は、審査委員会の審査結果を踏まえて、契約候補者を決定する。なお、契約候補者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

(5) 審査結果の通知および公表

審査結果については、応募事業者全員に書面にて通知し、町ホームページに公表する。

なお、審査方法、審査内容および審査結果に対する異議申立ては認めない。

1 1 応募事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件のいずれかを欠くこととなった場合
- (2) 提出書類が定められた提出期限、場所および方法に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 見積書の金額等が「2 (4) 事業費限度額」を超える場合
- (6) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認める場合

1 2 情報公開および提供

本プロポーザル実施に関する情報および契約候補者から提出された資料は、愛荘町情報公開条例（平成 18 年愛荘町条例第 7 号）に基づき公開することがある。

1 3 著作権および提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等の著作権は、本町に帰属する。ただし、契約を締結しなかった応募事業者が提出した書類等の著作権については、本町に帰属しない。
- (2) 本町は、本プロポーザルの審査等の必要な範囲において、提出された書類等を複製

することがある。

1 4 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て応募事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差替え、再提出および内容変更は認めない。
- (5) 本要領に示した書類の他に、本町が必要と認める書類の提出を求めることがある。

(別紙)

評価基準表

評価項目	評価基準	評価点	
①業務実施 方針・体制	業務の実施方針について	<ul style="list-style-type: none">• 業務の趣旨をよく理解し、受託にあたっての明確な考え方が示されているか。• 受託業務に対して責任を持って遂行していく意欲を有しているか。	10
	運用計画および業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">• 業務を適切かつ円滑に遂行できる体制となっているか。• 地域の実情に詳しく、当該業務にあたる知識、技術、経験等を有しているか。• 町との連携を密にできるか。• 応募事業者独自の効果的な運用ができる提案となっているか。	15
②企画提案	地域に関する情報収集・編集・発信業務	<ul style="list-style-type: none">• 地域資源や活動情報を網羅的に把握する具体的な手法を有し、ターゲットに応じた効果的な発信戦略および行動喚起につながる導線設計がなされているか。• 地域おこし協力隊の採用に向けた具体的な広報戦略があるか。• 多様な人材の挑戦や実践事例を魅力的に発信し、新たな関係人口の創出や地域内外への波及につながる戦略となっているか。	20
	地域コーディネート業務	<ul style="list-style-type: none">• 個々のニーズに応じた適切かつ効果的なコーディネートが行えるワンストップ体制および手法が構築されているか。• 地域おこし協力隊の募集にあたり、公募設計から候補者との事前調整、選考までを適切に実施し、地域のニーズに合致した人材確保につながる仕組みとなっているか。• 地域の既存資源の掘り起こしについて、具体的かつ実効性のある手法が示されているか。	20
	交流・共創・人材循環に関する業務	<ul style="list-style-type: none">• 多様な世代や立場の人材が継続的に関わることができる交流・対話の場につい	25

		<p>て、目的やターゲットを踏まえた具体的かつ実効性のある設計がなされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多様な主体を有機的につなぎ、関係性の深化や連携を促進する仕組みが構築されているか。 • 交流や関係構築にとどまらず、地域内から新たな活動や事業の創出につながる具体的なプロセスや仕組みが設計されているか。 	
③見積金額		<ul style="list-style-type: none"> • 企画提案内容に見合った委託料であるか。 	10
合計			100